カナダの社会保障

自助・自立を助成

設計に取組む身体障害者

カナダでは、一九七三年以来、連邦政府と各州政府間で社会保障制度の再検討が進められてきたが、この作業がこのほど終り、大幅な改善をおりこんだ新しい社会福祉法案がいよいよ近いうちに連邦議会に上程されることになった。

法案は現行のカナダ扶助法および身体障害者職業復帰法にかわるもので、実現するとカナダ扶助法の下での各種社会福祉施策が無料になるほか、カナダ年金法に家庭で働く夫や妻に関する特別条項が加えられることになる。そして、所得扶助計画が実現し、就業しない人たちに対する給付より就業している人たちに対する支給額が常に上回るようになる。こうした改善により、国民の自助・自立を高めていこうというのが、法案の主旨である。

これらの新しい諸施策が実施されるまでの、カナダの現在の社会保障制度はどうなっているだろうか。

カナダにおける社会保障政策は、連邦政府、州政府、市町村、および民間保険機関が分担しているが、その大半はカナダ年金法、老令年金、追加扶助、家族手当て、カナダ扶助法を管理する連邦政府厚生省が担当する。以下、個々の社会保障政策をみてみよう。

一、カナダ扶助法

同法は拠出年金制度であるカナダ年金法の枠外にある貧困者に対し、州政府および市町村が行なう社会福祉費用の二分の一を連邦政府が分担することを定めている。扶助には老人や身体障害者に対するワゴン食事サービス、乳幼児の保育や家庭、結婚などに関する相談、自活化扶助などが含まれる。

連邦政府は、また、老人ホームや療養院などの施設にいる貧困者や福祉施設が世話をしている子供たちに対する扶助についても、費用の半分を分担しているほか、仕事をみつけたりそれを続けるのが特に困難な人、あるいは職業訓練が中々できない人の就職をできるだけ可能にするための扶助費を半額分担している。

二、身体障害者の職業復帰

これは身体的または精神的障害のためにちゃんとした職業につけない人に対し州政府が行なうカウンセリング、職業訓練、職業斡旋などの費用を、連邦政府が分担するもの。

子供たちに読み方を教えるお年寄り

三、新しい人生計画

引退した人々のグループに対する活動補助をするためのもので、一九七二年十二月から一九七五年十二月までに総額二千八百万ドルが四千九百の活動計画（参加人員およそ九十万人）に対して支給された。例えば、ある老人グループが学校の子供たちとつながりをもちたいとして、援助を申請した。検討した結果、引退した人たちが教師の補助員として学校制度に組み込まれ、子供たちの社会的成長に一役買うことになった。

四、家族計画

すべてのカナダ国民に家族計画に関するさまざまなサービスを提供し、また家族計画についての調査研究を援助する。

五、福祉事業補助

いろいろな福祉関係事業や研究開発に対する補助を通じて、福祉サービスを強化しようというもの。

六、緊急福祉サービス

あらゆる緊急時に必要な福祉サービスを、地域組織を通じて実施する。

七、カナダ年金法

拠出制の国民（ケベックを除く）年金制度。被雇用者、雇用者とも所得の一・八パーセントづつ（合計三・六パーセント）自営業者は三・六パーセントを拠出する。拠出者は退職年金（六十五才で受給資格、最高月額百七十四ドル）、死亡手当、寡婦年金（六十五才以下は最高月額百十ドル、それ以上は百四ドル）、身体障害者年金（最高月額百七十五ドル）、身体障害者の子供や孤児に対する手当（月額四十五ドル）などが受けられる。ケベック州民に対しては、ケベック年金法があって、同様の社会保障が実施されている。

八、連邦老令年金

一定の居住条件をみたす六十五才以上の男女に対し、連邦政府が一律に月額百四十一ドル（今年一月現在）を支給する。支給額は物価上昇に合わせて、調整される。

九、追加年金

老令年金受給者のうち、年金以外に収入が皆無か、またはきわめてわずかしかない老人には、さらに加算して支給される。支給額は、独身または夫婦の一方が老令年金受給者でない場合は月額最高九十九ドル（一月現在）、夫婦とも受給者の場合は一人当り月額最高八十八ドル（同）。したがって、老令年金と加算額を合わせると、前者で最高二百四十ドル、後者で夫婦合計四百五十八ドルになるわけである。

十、夫婦手当

老令年金受給者で一定の居住条件をみたす六〇才以上、六五才以下の者に対し年収に応じて支払われる。最高月額は老令年金基本額と加算額（夫婦の一方）の合計に相当する二百二十九ドル。

十一、家族手当

十八才未満で課税収入がなく、カナダに居住し、両親のうち一人がカナダ国民であるか、もしくは一年以上前にカナダに移住した者を対象として支払われる。

福祉委員会

厚生大臣に対する諮問機関（連邦・各州政府の厚生次官や民間消費者団体の代表で構成）。これまで所得保障、税制、福祉雇用、法的援助、貧困児童、低所得消費者、片親家族などの問題に関して答申している。